

(別表1)

(1) 地域の災害リスク

〈吉賀町の地域特性〉

① 位 置

本町は島根県の最西南端にあって、東部は山口県岩国市、西部は山口県山口市、南部は山口県周南市に、また北部は津和野町及び益田市に接しており、336.5K m<sup>3</sup>の面積を有し島根県総面積の5%にあたる。平成17年10月柿木村と六日市町の合併により吉賀町となった。西中国山地という山間地帯にあるため、土地の開発・交通の制約もある一方で、山陽側・山陰側を結ぶ交通の要所としての位置づけもある。町内には高速道路（中国自動車道・六日市IC）や国道（国道187号）が整備され、都市部へのアクセスは比較的良いとされる。鉄道は通っていない。

② 地 勢

本町は中国山地の脊梁地帯の北側に位置し、安蔵寺山（1263m）や額々山（1289m）をはじめとする1000m級の山々に囲まれ、町域の約92%が山林である。高峰の間を縫うように浸食谷となって、田野原に源を発する一級河川高津川が町内を南北に貫流し、そこに流れ込む各支流に沿って集落と農地が形成されている。

③ 気 象

年間平均気温：約13.3℃。年間降水量：おおよそ1,900mm前後（場所・観測時期によって1,800～2,242mmあたり）で比較的多い方である。雪・積雪：冬季（12月～3月）に積雪あり。地域・年にによって10～40cm程度になることも。観測地点での20年間の最高積雪は平成17年の96cm（桟谷）となっている。

④ 地 質

吉賀町の地質は、後期白亜紀の非アルカリ珪長質火山岩類（約1億年前～6500万年前に噴火した火山の岩石（デイサイト）を主体としている。表層には、褐色森林土壌が広く分布している。また吉賀町に広く分布するデイサイト・流紋岩類は、一般的に風化によって微砂や粘土を多く含む土壌が形成されやすいとされ、このような地質は水に浸食されやすいため山地の斜面は急傾斜な箇所が多く、豪雨によるがけ崩れが発生しやすい。

〈被害想定〉

1 風水害（平成以降）

平成2年6月	梅雨前線豪雨
平成7年7月	梅雨前線豪雨
平成11年6月	梅雨前線豪雨
平成11年9月	台風18号
平成17年9月	台風14号
平成25年7月	7月28日からの大雨
平成25年8月	8月23日からの大雨
平成25年9月	9月3日からの大雨
平成27年8月	台風15号
令和3年7月	7月6日からの大雨
令和4年8月	8月5日からの大雨
令和4年9月	梅雨前線豪雨
令和6年7月	梅雨前線豪雨
令和6年11月	梅雨前線豪雨
平成11年9月	台風18号
平成17年9月	台風14号

2 事故災害

平成元年4月	広谷林野火災
平成25年4月	樋口林野火災
令和元年5月	下七日市大規模建物火災

（2）商工業者の状況（令和7年4月1日現在）

- ・商工業者数 357名（独自データ）
- ・小規模事業者数 337名（独自データ）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	14	14	
	製造業	48	41	
	卸売業・小売業	91	84	
	宿泊・飲食・サービス業	31	30	
	生活関連サービス業	33	32	
	その他	140	136	

### （3）これまでの取り組み

#### 1) 吉賀町の取り組み

- ・吉賀町地域防災計画の策定
- ・吉賀町水防計画の策定
- ・吉賀町国土強靭化地域計画の策定
- ・吉賀町業務継続計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災出前講座の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時における関係機関との連携協定
- ・ハザードマップの作成、HP公開、町内世帯配布
- ・吉賀町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・吉賀町国民保護計画の策定

#### 2) 吉賀町商工会の取り組み

- ・初心者向け BCP セミナーの開催
- ・BCP 策定に向けての OJT
- ・避難訓練（柿木支所は吉賀町役場の避難訓練に参加）
- ・自然災害後の管内事業者における被災情報の把握、収集、報告
- ・巡回活動、広報誌、商工会 HP 等による防災や災害対策の情報提供
- ・火災共済、地震保険、休業補償共済等の情報提供と加入推進

## II、課題

当商工会では、柿木支所が建物の老朽化により安全性に問題があるという指摘を受け、令和7年10月1日に吉賀町役場の別棟に移転。これを機会に事業継続力強化計画の策定に取り組み、専門家の指導の下、災害時の連絡用の LINE グループを作成し、震度5以上および避難指示が発令した場合に全員が安否を報告するというルール作りを行った。あわせて災害時の初動対応及び基本的な業務の再開の流れを確認した。あわせて災害時における必要な備品や電力についてできる限りの備えを決め、取り組むこととした。

事業継続力強化計画の策定に向けて、初心者向けのセミナーを開催したが出席者が3社と大変少なく、これにより事業者の意識が低いことがわかり、機運醸成を図る必要があることが課題であると考えている。

また、現状では関係機関との協力体制における重要性についての具体的なスキームやマニュアルも整備されておらず、職員も災害対応においてのノウハウも不足している。

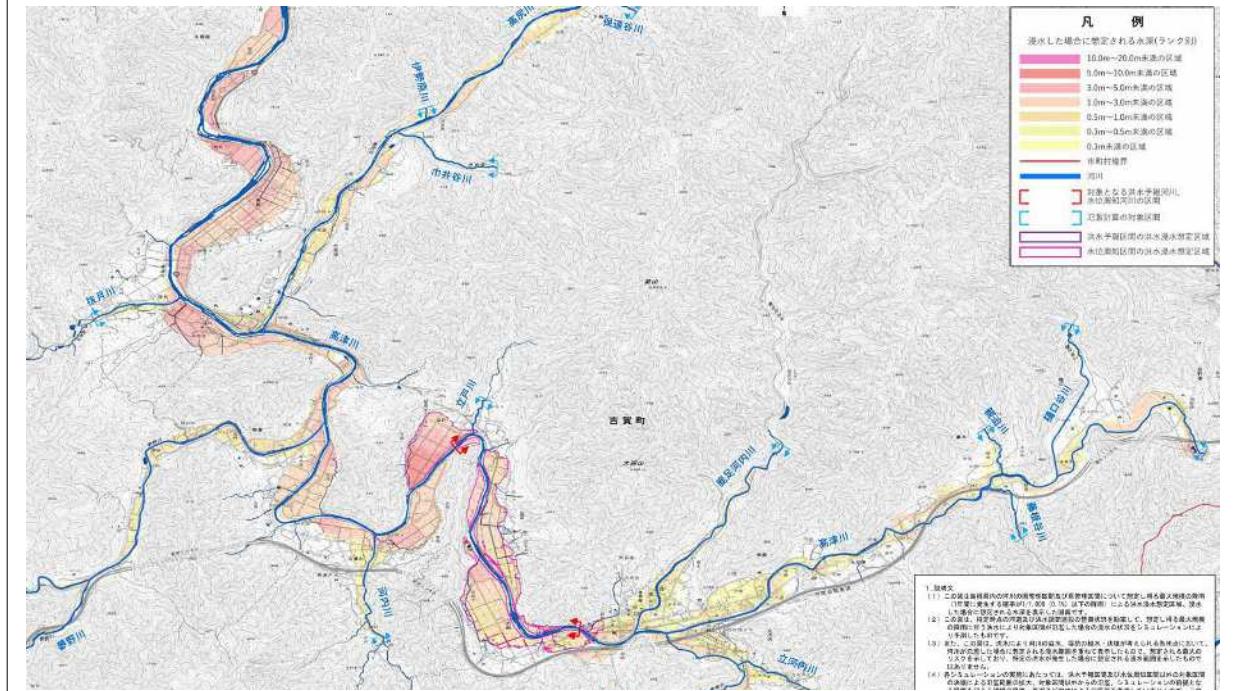
### III、目標

- ・管内小規模事業者を中心に事業継続力強化計画の策定支援及び普及活動を目標とする。
  - ・吉賀町地区の小規模事業者を中心に、自然災害リスク及び感染症等のリスクの認識度を高めるために、事前の防災や発災後の対策等について必要性を周知する。
  - ・発災後、速やかな復旧支援策が実行できるよう、また、域内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を取れるよう、管内小規模事業者等の被害情報収集及び報告について、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。
  - ・発災時における連絡体制を円滑に進めるため、吉賀町商工会と吉賀町、島根県との間における被害情報報告のルートを構築しておく。

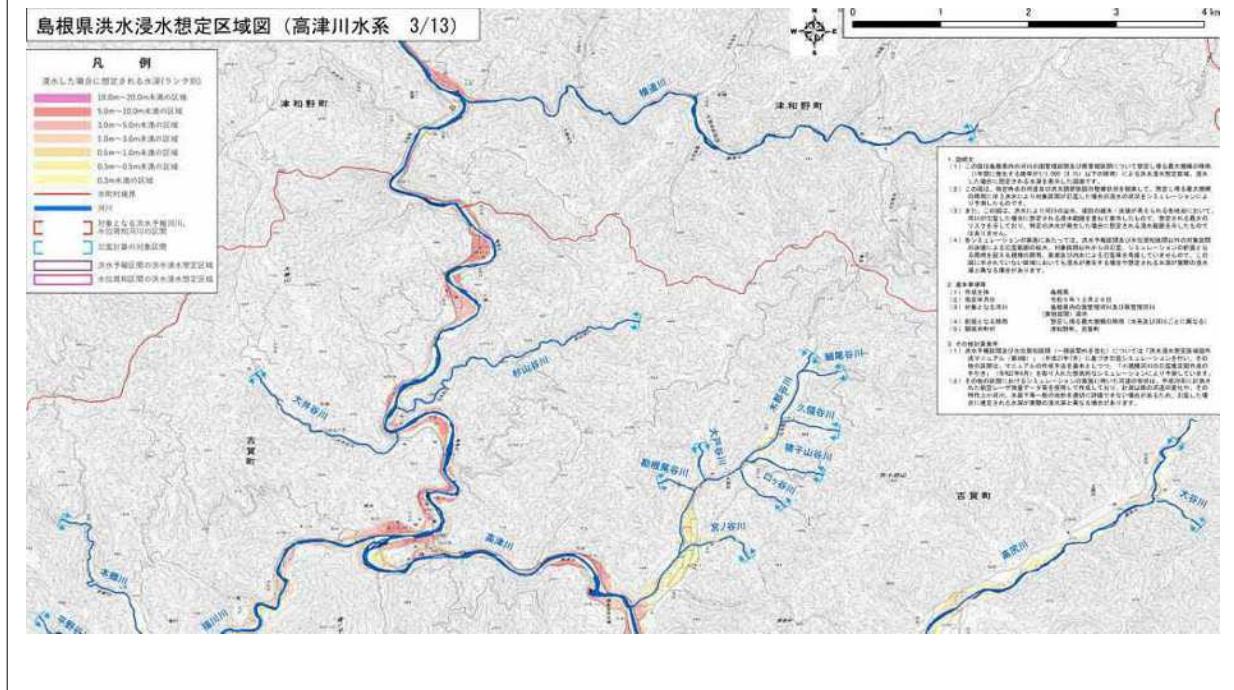
## 【管内事業者 事業継続力強化計画策定促進の成果目標】

指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業継続力強化計画策定支援の事業者数	1者	1者	1者	1者	1者
普及セミナーの開催件数	1回	1回	1回	1回	1回

## 【六日市地区ハザードマップ】



## 【柿木地区ハザードマップ】



#### 〈事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間〉

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～ 令和13年3月31日）

## （2）事業継続力強化支援事業の内容

- ・吉賀町商工会と関係機関の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

## 〈1. 事前の対策〉

- ・自然災害の発災時や感染症の発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようとする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・平常時の巡回指導や窓口相談等の際に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済の加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

- ・吉賀町商工会の広報誌やホームページ等において、国・県・町の施策情報、各種損害保険の概要、事業継続力強化計画の内容や重要性等の情報発信を行う。
  - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
  - ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

## 2) 関係団体との連携

- ・災害計画に精通している専門家や各種研修会等を通じて、職員が計画策定の支援を実施できるようノウハウ習得を図る。
- ・島根県商工会連合会等の支援を得ながら職員及び事業者に対して災害の備えとしての共済、保険関係の知識習得を図る。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種共済（福祉共済、貯蓄共済医療特約保障等）や損害保険会社の保険（休業補償等）の紹介を実施する。
- ・セミナーを開催する際の周知協力や共催依頼等を行う。

## 3) フォローアップ

- ・管内小規模事業者等が取り組む事業継続力強化計画策定の進捗確認と公的な認定に向けた支援を行う。
- ・吉賀町商工会と吉賀町で取組状況の把握・確認や改善点等を協議する。

## 4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、吉賀町との連絡ルート等の確認を行う。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に災害用職員 LINE グループ、携帯電話、固定電話等の通信手段を通じて、職員の安否確認を行う。

#### ※その他の連絡手段

- ・メール（ショートメール、Eメール）
- ・災害用伝言ダイヤル（171）
- ・感染者が発生した場合、職員の体調確認を行うとともに、管轄する保健所の指示等に基づき適切な対応・感染対策を講じる。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・吉賀町商工会と吉賀町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況であれば無理に出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保（特別警報解除等）された上で出勤する。
- ・被害規模の目安は下記を想定するが、具体的な情報については「被害状況調査票」等の調査票で集約したものを確認し方針決定する。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模 被害状況

大規模な被害がある

- ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が散乱する」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生

- ・地区内 0.1%程度の事業所で、「建物が半壊以上」「床上浸水」等、大きな被害が発生している。

**ほぼ被害はない**

- ・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、吉賀町商工会と吉賀町は、以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間 1日に3回共有する

2週間～3週間 1日に2回共有する

3週間～1ヶ月 1日に1回共有する

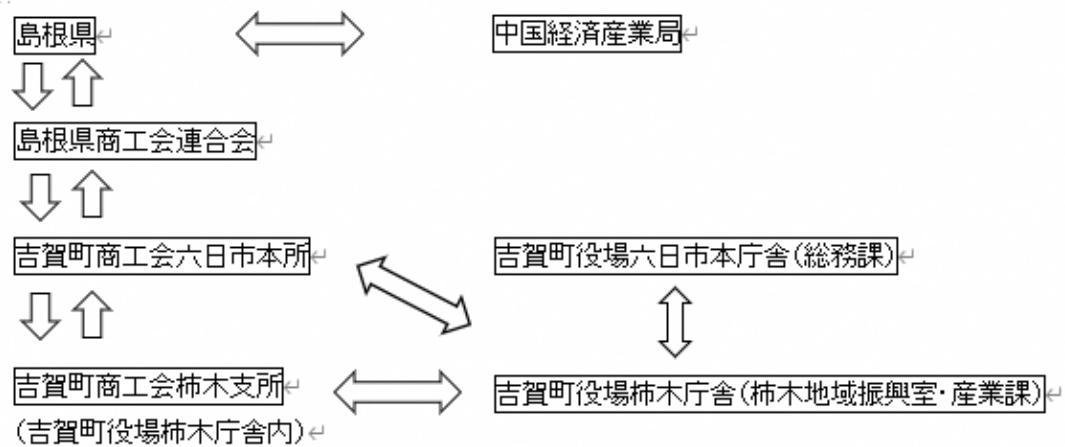
1ヶ月以降 2日に1回共有する

- ・新型ウイルス感染症が発生した場合は、吉賀町が策定した「吉賀町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

**<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>**

- ・自然災害等発生時に、管内商工業者の被害情報の迅速な報告及び指示命令系統・連絡体制を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害の発生を防止するため、被災している地域での活動を実施するか決める。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ吉賀町と確認しておく。
- ・吉賀町商工会と吉賀町が共有した情報を、県が指定する「被害状況調査票」により、FAXまたはメールにて、島根県商工会連合会を経由して、島根県商工労働部中小企業課へ報告する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**〈連絡ルート〉**



【被害状況調査票様式】

被害状況調査票

商工会等													
報告者	氏名：	電話番号：	メールアドレス：										
( 年 月 日 時現在 )													
NO	事業者名	所在地	業種	従業員数 ※任意	被害の状況	被害額 (円)	(被害額内訳)				備考		
							土地 (堆積土砂 撤除費・整 地費)	建物	機械設備	車両		商品、 現材料、 仕掛品等	
計													

※被害額は事業用資産に限ることとし、事業の再建に必要な額（概算でも構いません）を記入してください。

※「被害の状況」は、建物の状況（全壊・半壊・一部損壊等）、機械設備の状況、浸水の状況（床上、床下）、営業・操業の停止、製品等の状況などを記載してください。

※初期対応時は、可能な範囲の記載で構いませんが、最終的には全項目を把握してください。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・管内の小規模事業者等の被害状況を確認し、吉賀町との速やかな情報共有を図る。
- ・相談窓口の開設方法について、吉賀町と相談する。（国の要請については「特別相談窓口」を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、主に経営支援全般に係る相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について管内の小規模事業者等に周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・島根県、吉賀町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援や派遣等を島根県、吉賀町、島根県商工会連合会等に相談する。

< 6. その他 >

- ・本計画は、吉賀町・吉賀町商工会のHP・広報紙等で公表するとともに、各種会議等の機会を通じて管内の小規模事業者等に対し、災害対応における計画策定の重要性を幅広く周知する。
- ・本計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに島根県の担当課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

〈連絡ルート〉

吉賀町商工会 事務局長



吉賀町商工会(本部)法定経営指導員



吉賀町六日市本庁舎(総務課)



吉賀町商工会柿木支所



吉賀町柿木庁舎(柿木地域振興室・産業課)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 長嶺 拓朗

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

吉賀町商工会六日市本所 島根県鹿足郡吉賀町広石 562 電話 0856-77-1255

吉賀町商工会柿木支所 島根県鹿足郡吉賀町柿木 500-1 電話 0856-79-2239

②関係市町村

吉賀町役場総務課 電話 0856-77-1111

吉賀町役場産業課 電話 0856-79-2213

吉賀町役場柿木地域振興室 電話 0856-77-2211

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	310	220	220	220	220
専門家派遣	120	120	120	120	120
セミナー開催	50	50	50	50	50
広報費	40	40	40	40	40
防災対策費	100	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、島根県小規模補助金、吉賀町補助金、事業収入、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。